

第 33 回札幌市感染症対策本部会議 会議録

日 時：令和 4 年 1 月 26 日(水)15 時 00 分～15 時 30 分

場 所：本庁舎 12 階 1 号～3 号会議室

出席者：別紙座席表のとおり

【危機管理対策室長】

それでは定刻となりましたので、ただ今から第 33 回札幌市感染症対策本部会議を開催いたします。危機管理対策室の荻田でございます。

昨日開催されました北海道の対策本部会議の結果を受けまして今後の対応等について、本部長であります秋元市長からご指示をいただくため、本日の会議を開催いたします。

初めに会議次第の「(1) 北海道の取組について」と「(2) 札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議について」、一括して事務局からご報告をさせていただきます。

【危機管理対策室調整担当課長】

事務局、危機管理対策室の吉井でございます。まず、北海道の取り組みについてご報告いたします。

北海道の第 92 回本部会議の資料をご覧ください。こちらの資料でございますが、昨日開催された北海道の本部会議に提出されたものでございます。原案のとおり、決定されています。

資料 1「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針の主な変更点について」です。対象区域に北海道など 18 府県が新たに追加され、その期間は 1 月 27 日～2 月 20 日までの 25 日間となっております。すでに重点措置が適用されている広島県、山口県、沖縄県につきましては 2 月 20 まで期間が延長されております。

資料 2「道内の感染状況等について」です。主な指標の状況ですが、1 月 24 日の指標となります。重症病床使用率はゼロですが、それ以外の指標はいずれも悪化しております。

3 ページ目の総評になります。医療提供体制ですが、全道の病床使用率は 21.5% となり、増加が続いております。札幌市は 16.9%、札幌市以外は 23.6% と、札幌市以外の地域における医療の負荷が高くなっているとされています。

感染状況についてです。全道の新規感染者数は 1 月 19 日から 1 日 1,000 人を超える日が続いています。また、飲食の場面等に伴う感染事例が多く確認されているほか、医療・福祉施設や事業所、学校などさまざまな場面での感染が確認されています。30 代以下の感染者が多いものの、60 代以上の感染者や症状のある方の実人数が増加しているとされました。

今後の対策です。1 月 25 日、国の対策本部において、重点措置を実施すべき区域として決定される見込みであるとされておりますが、その後、国において正式に北海道が対策の区域に指定されております。重点措置のもと、全道において、感染リスクが高まる場面や行動を避けるなど、感染防止行動の徹底を図る。急速な感染拡大に対応していくため、陽性者の療養先の迅速な決定、経口治療薬等の投与による重症化予防の徹底、疫学調査の重点化、自宅療養者の方への支援体制の強化など、必要な方を確実に医療機関につなげていく取り組みを進めるとされております。

資料 5「北海道におけるまん延防止等重点措置」をご覧ください。実施内容につきましては、まん延防止等重点措置の適用を踏まえて、特措法による要請などを行うもので、措置区域は全道域です。期間については 1 月 27 日から 2 月 20 日までとなります。

次のページをご覧ください。道民および道内に滞在している皆さまへの、要請になります。まず、日常生活においては基本的な感染防止策を徹底するほか、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受けることなどが要請されます。

特に外出に際しては、混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。不要不急の都道府県間の移動は極力控えるなどが要請されます。

飲食の際でございます。営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。飲食は 4 人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話のときはマスクを着用するといったことが要請されます。

来道を検討している皆さまに対しましては、北海道への不要不急の移動は極

力控えるよう協力依頼されます。

次のページをご覧ください。飲食店等への要請です。北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店につきましては、営業時間は5時から21時まで、お酒の提供は11時から20時までとするか、または、営業時間は5時から20時まで、お酒の提供を行わないという、いずれかを選択していただく形となります。それ以外の飲食店につきましては、営業時間は5時から20時まで、お酒の提供を行わないという要請になります。

続きまして、認証店、非認証店に共通のものとして、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。これについてはワクチン・検査パッケージとの適用は行わないとのことです。カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行うということなどが要請されます。これらの要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給されることになります。

イベントの開催についての要請でございます。上限人数は5,000人、収容率は大声なしで100%以内、大声ありは50%以内となりますが、感染防止安全計画を策定する場合については、上限人数20,000人、収容率が100%以内となります。いずれの場合の営業時間は21時まで、お酒の提供は20時までということが要請されます。

飲食店以外の施設に対してです。入場する方の整備や入場する方に対するマスク着用の周知、会話等の飛沫による感染の防止効果のある措置などの感染防止対策を実施するということが要請されます。

事業者への要請についてです。職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取り組みを推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進する。道民生活・道民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等においては、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続する。事業継続計画（BCP）の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための準備に取り組むなどが依頼されます。

公立施設です。地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を

徹底することとされました。

次のページをご覧ください。学校への要請です。集団宿泊的行事（修学旅行など）は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受け入れ可否を確認したうえで実施する。ただし、道外のまん延防止等重点措置区域は旅行先としない。部活動においては、活動を厳選して、感染防止対策を徹底のうえ、実施し、これによりがたい場合は休止する。大会への参加は、校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を徹底することなどが要請されます。

北海道の取り組みについては以上でございます。

次に「専門家会議での主な意見について」という資料をご覧ください。こちらは1月24日の月曜日に行われました札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、委員の皆さまからいただいた主なご意見をまとめたものでございます。

まず、啓発・情報提供に関してですが、オミクロン株の「病原性」と「感染性」の異なる性質について、市民に正しく伝わるような情報発信が重要である。自宅療養者の急増を踏まえ、「呼吸苦」など、わかりやすいキーワードを用いて市民が医療につながる際の注意喚起を行っていくことが効果的である。若年層にとってオミクロン株はインフルエンザに近いとため、検査、受診、投薬までの体制を整備し、過度に恐れられないような情報発信が必要などという意見がございました。

医療体制についてです。今後、高齢者にオミクロン株が増えてきた際に、自宅療養が可能な場合はしっかりと療養できる体制整備が重要である。高齢者や基礎疾患を有する方など、ハイリスクな患者を優先的に治療することで、医療提供体制のひっ迫を防ぐことが必要である。WEB7119の運用にあたり、症状だけでなく、年齢や基礎疾患などで医療に優先的につなぐための振り分け機能を付加すべきである。無症状者は無料のPCR検査につなぐなど、医療機関が有症状者の治療に専念できるような体制にすべきであるなどの意見が提出されました。

事務局からの報告は以上であります。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第の「(3) 札幌市における感染状況等について」です。保健福祉局の栗崎局長、説明をよろしくお願いいたします。

【各本部員（各局局長職）】

(保健福祉局 資料あり)

健康安全担当局長の栗崎でございます。私の方から「札幌市内の感染状況について」ご報告をいたします。

まず1ページ目をご覧ください。新規感染者についてであります。昨日1月25日時点の1週間の合計は5,655人、人口10万人当たりの新規感染数になおしますと288.29人の過去最大を更新しております。感染拡大が続いている状況であります。

スクリーニング検査の結果でも、オミクロン株と疑われる割合は9割以上となっております。これまでにはないスピードで置き換わりが進んでいるところであります。

次に2ページをご覧ください。札幌市民の入院患者数などの状況についてであります。入院患者数は昨日時点で133人と新規感染者数の急増に伴いまして増加が見られております。確保病床の使用率もレベル2の指標であります20%を超えまして、昨日8月25日時点で22.5%となっております。医療への負荷が高まってきている状況であります。病床の詳細な状況につきましては医務監からご報告をさせていただきます。なお、重症患者数は現在のところゼロとなっております。

また、自宅療養者数、宿泊療養者数も増加をしてきております。特に自宅療養者は先週と比べまして約3倍に急増しております。再設置いたしました、区コロナ対策室でも健康観察を行うなど、療養者の体調急変時にも速やかに医療へつなげるよう取り組みを進めているところであります。

次の3ページをご覧ください。検査数についてであります。直近1週間の検査数は24,323件、過去最大規模で実施をしております。陽性率は昨日時点で23.2%と市中への感染が広がり、これまでの感染拡大期の状況を大きく上回ってきております。

次に4ページをご覧ください。年齢別の感染者につきまして、幅広い年代で増加が見られますが、特に若年層の増加が見られておりまして、30歳代以下の割合が7割を占めている状況であります。一方、高齢者の感染者数も増加傾向にありまして、重症化リスクの高い方への今後のさらなる広がりには警戒が必要であります。

次に5ページをご覧ください。新規感染者の感染経路についてであります。個人活動や家庭を感染経路とする件数に大幅な増加が見られております。また、保育施設を含めました学校等での感染が疑われる件数や割合も伸びてきておりますが、子どもに感染させないためにも大人が感染しない、子どもにうつさないといった行動を心掛けていただくことが重要であります。

次に6ページをご覧ください。集団感染事例の発生件数についてであります。病院や福祉施設での集団感染が急増している状況であります。感染スピードの速いオミクロン株に対応するため、保健所では業務の重点化を行っておりまして、病院や介護施設等の内部で感染が広がった場合にリスクが高い施設につきましては、引き続き、積極的な支援を行い、感染の広がりをできるだけ抑えてまいりたいと考えています。

次に7ページをご覧ください。市内中心部の人出についてであります。札幌駅、大通駅、すすきの駅周辺の人出の推移を確認しておりますが、朝9時の状況については直近では横ばいで推移をしております。

8ページをご覧ください。こちらは夜8時の状況でありますけれども、新規感染者数の増加が見られました1月中旬頃から減少傾向が見られ、特にすすきの駅周辺の人出に大きな減少が見られるところであります。

感染スピードの速いオミクロン株に対応するために、市民が必要な医療へつながることを最優先に、現在、保健所業務を重点化したところでありまして、職員が一丸となって感染対策に取り組んでおります。

新規感染者数がまさに爆発的に増えている中で、保健所の電話がつながりにくい状況や保健所の応援体制強化に伴いまして、区役所などの窓口業務に影響が出るなど市民の皆さまにもご不明点やご負担をお掛けしている状況であります。引き続き、ご理解を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【危機管理対策室長】

続きまして、保健福祉局の館石医務監、説明をよろしくお願いいたします。

【各本部員（各局局長職）】

（保健福祉局 資料あり）

保健福祉局医務監の館石です。私からは医療提供体制等についてご説明いたします。

最初に「入院受入病床の状況」という資料をご覧ください。1月26日時点における入院患者数は、市外からの患者を合わせると140人、直近の入院受入可能病床数は515床であり、これに対する病床使用率は実質27.2%となります。市内の感染状況は、オミクロン株の影響による感染の急拡大が続くとともに、これまでのデルタ株からオミクロン株にほぼ置き換わっている状況です。

現在、入院受入病床には一定程度の空きはありますが、高齢者施設等でのクラスター発生の増加に伴って、例えば認知機能が衰えた要介護高齢者などの入院受け入れが難しくなっています。さらに、医療従事者自身が感染者となるケースや同居家族の感染により、濃厚接触者となるケースなど、医療従事者が欠勤せざるを得ない事態が頻発しており、入院病床がフル稼働できない、厳しい状況となっています。

続いての資料「中和抗体薬（点滴薬）・経口薬の治療実績」をご覧ください。市内の入院受入医療機関と連携のもと、患者の重症化を防ぐ効果が期待できる中和抗体薬ロナプリーブやゼビュディを積極的に活用していきます。特に後発のゼビュディについては、オミクロン株にも効果が認められていることから、39の入院受入医療機関のうち35医療機関において速やかに投与できる体制を整えたところです。

中和抗体薬の点滴による治療実績としては、7月末から1月24日までで、38カ所の医療機関で合計613人の患者に投与しており、医療機関からは効果を実感する声が数多く寄せられるなど、重症化予防効果に十分な効果がみられている状況です。

次に新たに供給が始まった経口治療薬ラゲブリオの処方体制については39の入院受入医療機関のうち36医療機関において投与の体制が整っています。

また、経口薬の処方に対応できる対応薬局も、市内 226 カ所まで拡大し、すでに経口薬の在庫配置も終えているところです。ラゲブリオの治療実績としては、12 月末から 1 月 24 日までで、合計 94 人の患者に投与しており、投与後、数日で解熱したり、咳や咽頭痛などの症状が軽快するのも治療効果が報告されています。

次の資料「重症度別の入院患者数の推移」をご覧ください。まず、重症度別の入院患者数についてですが、下段の表に示すとおり、1 月 25 日時点で入院患者の総数が 133 人、内訳は軽症が 115 人、中等症 18 人、重症は 0 人となっています。1 月 4 日にオミクロン株の感染事例が札幌でも初めて確認されて以来、新規感染者は急増、入院患者数も次第に増加してきていますが、現時点においては大半が酸素投与を必要としない軽症となっています。

次の資料「世代別の入院患者割合の推移」をご覧ください。右下の赤い矢印で示すとおり、オミクロン株の感染確認以来、入院患者における若年層の増加が目立っています。

一方、札幌よりも先行して感染拡大が進んでいる他の大都市では、感染者の年齢層が若年層から高齢者に移行し、その結果、医療がひっ迫する状況が現れ、このように若年層の感染者が急増した後、高齢者へと感染が拡大し、その結果、入院患者が増えることによって、札幌市においても医療ひっ迫にいたる事態が危惧されます。新規感染者数の急増に伴い、遅れて発生する入院患者数の増加を抑制するためにも、重症化リスクの高い患者への経口治療薬や中和抗体薬の積極投与により、患者の重症化を予防するとともに、医療機関の機能分化などによる医療体制の強化を行ってまいります。

最後に資料はありませんが発熱外来についてお願いしたいことがございます。感染の急拡大に伴って、発熱外来の需要も急激に高まっています。加えて、現在、発熱外来への問い合わせが殺到しておりまして、本来、検査や治療を必要とする方が医療につながらない事態が発生することも懸念されます。しかし、これらの中には、無症状の方からの問い合わせも数多く含まれています。

お願いですが、無症状の方については、しばらく自宅で様子を見ていただき、症状が現れた時点で問い合わせや受診予約を行うなど、冷静な行動をあらためてお願いしたいと思います。報道機関の皆さまにも PR についてご協力お願い

したいと思います。

私からは以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第の「(4) 札幌市における取組について」に入らせていただきます。

栗崎局長、説明をよろしくお願いいたします。

【各本部員（各局局長職）】

(保健福祉局 資料あり)

それでは私の方から「ワクチン追加接種（3回目接種）の新たな前倒し対応について」説明、ご報告させていただきます。ワクチンの3回目接種の前倒しにつきましては、原則8カ月とされているところ、すでに医療従事者や高齢者施設の入所者等については、6カ月に前倒しをして接種を開始しているところであります。

このたび、国から新たな前倒しの方針が示されましたことから、札幌市におきましても、その方針にあわせて前倒しを実施することといたしました。1月13日に国から示された新たな前倒しの内容であります。資料の上段の②にあります、65歳以上の一般高齢者につきましては、7カ月の前倒しとしていたところ、3月からは6カ月に前倒しできるということになりました。それから③に記載の18歳以上の①②以外の一般の方につきましては、前倒しが認められておりませんでした。3月からは7カ月に前倒せることになっています。

札幌市におけます具体的な前倒しの見通しであります。4月までにつきましては、対象者の人数と供給が決定しているワクチンの量から、国から示されたとおりの前倒しが可能と判断し、資料に示すようなスケジュールで接種を進め、スムーズに予約ができるよう、接種券の送付を進めてまいります。

札幌市のワクチン接種につきましては、個別医療機関を基本といたしまして、補完する位置付けで集団接種会場を開設しております。集団接種会場といたしましては、2月1日から医師会館、2月5日から各区の区民センター会場を開設しますほか、当初3月上旬に予定をしておりました北区のサンプラザ会場の

開設時期を2月下旬に前倒しすべく、今準備を進めているところであります。なお、コンベンションセンターにつきましては2月2日までの接種ということになっているところであります。

また、ワクチンの種類についてであります。高齢者の1、2回目接種のときは、ファイザー対モデルナの比率は約81対15でありましたが、今回、国から供給される3回目用のワクチンの量は、4月までの分といたしまして、4対6となっておりますことから、接種を進めていく上では、2回目までがファイザーにあった方のうち、おおむね半分程度の方にはモデルナを接種していただく必要があります。

いわゆる交接種につきましてはの有効性などが国から示されておりますことから、ホームページをはじめ、さまざまな機会にモデルナの接種についてあらためて周知を図ってまいりたいと考えています。

私からは以上でございます。

【危機管理対策室長】

続きまして、子ども未来局の山根局長、説明をよろしくお願いいたします。

【各本部員（各局局長職）】

（子ども未来局 資料あり）

子ども未来局でございます。資料は「保育機能の維持に向けた保育施設（児童会館・ミニ児童会館・保育所）の対応について」をご覧ください。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、保育機能を継続し、社会経済活動を維持するため、子ども未来局所管の認可保育施設および児童会館において、明日からまん延防止等重点措置の期間中、家庭保育の協力依頼等を実施いたします。

児童会館および保育所は原則開所といたします。しかしながら、保護者が家庭で子どもを監護できる場合など、例えば保護者の方のお仕事が週休日でご在宅などの場合はこれに当たりますけれども、可能な範囲でご家庭での保育をお願いするものであります。

児童会館では、児童クラブのお子様以外の自由来館等の事業について休止をいたします。

その他にありますとおり、家庭保育にご協力いただいた世帯に対しましては日割りで保育料を返還いたします。

子ども未来局から、ご説明は以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして経済観光局の田中局長、説明をよろしくお願いいたします。

【各本部員（各局局長職）】

（経済観光局 資料あり）

経済観光局でございます。「営業時間短縮等の要請に応じる飲食店等への協力支援金について」という資料をご覧ください。冒頭、事務局からご案内のあったとおり北海道において、札幌市内の飲食店に対して、営業時間短縮等の要請がございます。これに応じていただいた飲食店に対して、その支援金を支給するものでございます。

要請の概要をご覧ください。要請期間は1月27日から2月20日までの25日間となっております。

要請内容でございますが、まず、北海道において、いわゆる第三者認証制度を取得している店舗につきましては、そこに書いてありますとおり、①、②いずれかを選択いたします。①といたしましては、営業時間は午後9時まで、お酒などの提供は午後8時までとするパターンと、営業時間を8時までとして酒類提供を行わない、この2つのパターンから選択していただくこととなります。認証を受けていない店舗につきましては、午後8時までの営業で酒類提供を行わないこととされています。その他、同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることなどが要請されております。

協力支援金でございますが、第三者認証制度を取得している店舗において、①午後9時までの営業、午後8時までの酒類提供を選択した場合には、中小企業に対しては規模に応じまして2万5千円から7万5千円、大企業は20万円。②を選択した認証店、あるいは認証店以外につきましては中小企業につきましては3万円から10万円となっております。

支給対象期間ですが、原則27日から2月20日まで全て講じていただいたと

ころは対象となりますが、猶予期間を設けまして、遅くとも1月29日の土曜日から要請に応じていただくことが必要です。

支援金の申請期間でございますが、この期間終了後、2月21日からを予定しております。

ただし、今回、早期給付をすることとしており、その受け付け期間は2月4日から始まります。早期支給の額につきましては、1店舗当たり35万円を一律に支給することとしております。

以上でございます。

【危機管理対策室長】

その他、説明のある方いらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、それでは本部長であります秋元市長からご指示をいただきたいと思えます。

市長よろしくお願いたします。

【本部長（秋元市長）】

市民そして事業者の皆さま、それから札幌市医師会をはじめ、医療関係者の皆さまには、日頃から多大なご理解とご協力をいただいておりますことに感謝をいたします。

昨日、北海道の対策本部会議におきまして、まん延防止等重点措置の具体的な措置内容が決定されました。

今回の第6波は感染力の強いオミクロン株の影響で、札幌においても過去最大、かつ最速の急激な感染拡大に見舞われており、医療への負荷、とりわけ外来診療への負荷が大きくなっているところであります。

こうした状況に対応していくために、先日24日ではありますが、専門家会議を開催いたしまして、今後の医療提供体制や情報発信などについて専門家の皆さまのご意見、ご助言をいただきましたので、今後の対策に取り入れ、感染収束に向けて取り組んでまいります。

市民の皆さまには引き続き、基本的な感染対策を徹底していただきますとともに、感染リスクの高い場所への外出、不要不急の都道府県間の移動は極力控

えますよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、外来診療がひっ迫する中、限りある医療資源を必要な方に確実に届けていかなければなりませんので、医療への負荷の軽減のため、無症状の方につきましては、ご自身の感染リスクを慎重に判断のうえ、必要に応じ、無料検査所をご活用いただくよう、ご協力をお願いいたします。

事業者の皆さんにおかれましては、職場内における感染防止対策を徹底していただくとともに、テレワークや時差出勤など人と人との接触を低減させる取り組みにご協力をお願い申し上げます。

とりわけ、飲食店事業者の皆さまには、再び大きなご負担をお掛けすることになります。いま一度、営業時間の短縮や酒類提供の制限にご協力をお願いいたします。

次に本部員に指示をいたします。

まん延防止等重点措置における対策を確実に実施するとともに、今後の感染状況や医療への負荷に応じて柔軟な対応がとれるよう、引き続き、北海道と連携をし、万全の準備を整え、迅速かつ的確な対策を講じていくこと。

とりわけ、飲食店事業者の皆さまには、再三にわたり、大きなご負担をお掛けしていることを踏まえ、協力金の迅速な支給に取り組むこと。

専門家会議でいただいたご意見を踏まえ、外来診療や自宅療養などの体制整備を進めるとともに、今後増加が想定される入院患者に対応していくために、入院受入体制や中和抗体薬・経口治療薬の投与体制などの強化に取り組んでいくこと。

また、感染の急拡大等が発生すると、さまざまな情報が行き交い、不安に駆られやすくなることから、変異株の特性や市内の感染状況、医療提供体制などの正確な情報をわかりやすく、丁寧に発信していくことで、市民の皆さまの不安を解消していくこと。

以上を指示いたします。

【危機管理対策室長】

各局におかれましては、ただ今の本部長資料を踏まえ、今後の対応よろしくをお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。
どうもありがとうございました。